

令和元年度包括外部監査結果報告に対する措置状況

監査の対象

令和元年度監査テーマ

「委託契約に関する事務の執行について」

監査結果に対する措置状況

監査結果に対する措置状況は別紙のとおり

令和元年度 明石市包括外部監査結果に対する措置状況

○ 全庁的な課題

担当部署	番号	ページ	区分	内容	改善内容及び市の考え方
総務局 財務室 契約担当	1	23	意見	受託者が業務の一部を第三者に再委託するに当たって、事前の申請や承認等は求められていないことから、自治体における再委託の特殊な意味合いや再委託先での個人情報取扱いの確認等に関して、監査対象年度（平成30年度）においては、その必要性や意義が十分に浸透しているとはいえない状況が多く見られた。 再委託については、一般条項として一括再委託や主たる部分の再委託の禁止を記載するだけでなく、実質的に審査を行い、審査に当たっては再委託の意義をよく理解し、必要十分なレベルで行うべきである。	再委託については、令和元年12月4日付で庁内掲示板において「再委託（変更）承諾申請書」の様式の制定について庁内周知をしたところである。 契約の相手方が第三者に再委託を行う場合には、あらかじめ同申請書を市へ提出するよう依頼し、申請内容を確認の上再委託を承認する場合は承諾書を交付するよう手続きを改めました。
	2	24	意見	契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない（市では競争入札に適さない）」として、2号（一者随契、特命随契などと呼ばれる）随意契約を締結したもののについて、再委託の承認を行う場合には、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。	再委託については、令和元年12月4日付で庁内掲示板において「再委託（変更）承諾申請書」の様式の制定について庁内周知をしたところですが、申請書において、再委託する業務内容、再委託する業務の契約金額（予定）、再委託に付する理由を記入するよう契約の相手方に求めており、随意契約によることとした理由と不整合とならないか審査をするよう手続きを改めました。
	3	25	意見	業務の効率化を図るため工事業務と保守業務が一括発注されている事例があった。このような事例を参考とし、一括発注が効率的、効果的である場合は一括発注を行うなど、全庁的に発注単位について見直しの指示を行いたい。	業務の効率化を図るための工事業務と保守業務の一括発注については、業務の効率化を図るための好事例として、年度当初の通知「適正な契約事務の執行について」において庁内への周知を図りました。
	4	26	意見	委託事業のPDCAを行うための効果指標が適切に設定されていない事例がある。 事業による成果総量など「アウトプット」指標だけでなく、一人当たり、コスト当たりなど、単位当たりでの効果を図る「アウトカム」指標も適宜、適切に設定し、評価を行いたい。	各事務事業に関する評価の取り組みとしては、毎年度、市の全事業を対象として事務事業の総点検を実施しているところです。 事務事業の総点検に際しては、これまでも適切なアウトカム指標を設定し評価を行うよう庁内に周知されておりますが、引き続き、委託事業のPDCAに寄与する、より適切な指標が設定されるよう関係部署と連携を図ります。
	5	26	意見	入札に際して、業務に関する評価が著しく低い場合に、当該業者のその後の入札参加要件等に反映させる仕組みを検討することが望まれる。	業務に関する評価が著しく低い業者に対しては聞き取りを行い、適切な業務の履行に向けた指導を行っているところです。 入札参加要件等への反映については、関係各課との協議・調整を行い、その取扱いについての検討を考えております。
	6	27	意見	道路整備課において、入札の中止を防ぐため、「金抜き設計書チェックリスト」が活用されているが、全庁的に当該チェックリストを活用することが望まれる。	「金抜き設計書チェックリスト」については、入札の中止を防ぐための好事例として、年度当初の通知「適正な契約事務の執行について」において庁内への周知を図りました。

令和元年度 明石市包括外部監査結果に対する措置状況

○ 対象部署別監査の結果及び意見

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
政策局 都市開発室 都市ビジョン担当 (現：政策局プロジェクト推進室)	1	36	中心市街地まちづくり推進事業企画・調整業務委託	意見	委託料の必要性	契約相手先である第三セクターの財政状況を鑑み、再検討すべき 契約相手先の設立目的の1つにまちづくりの推進が含まれているから、協議会の運営は目的に含まれている。その運営費を賄うため、独自の賃貸収入を得られるよう、アスパア明石の商業床や駐車場を所有しており、運営費を別途支払う必要があるとは考えにくい。他市の例も参考に当該団体の財政状況と委託内容を鑑み、まちづくり業務及び協議会等運営委託料としての市の22百万円の支出が必要であるかを再度検討する必要がある。	契約相手先の財政状況、これまでの業務実績及び中心市街地の現況等を鑑み、委託内容につき、再検討します。
政策局 都市開発室 プロジェクト担当 (現：政策局プロジェクト推進室)	2	41	JT跡地公募売却支援業務委託	結果	書類不備	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。 しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。 よって、市において今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。	再委託業務の契約金額を確認し、受託者に再委託先から暴力団排除の誓約書を徴取して、提出させました。今後は、受託者が第三者に再委託を行うにあたり、再委託を行う業務の契約金額が200万円を超える場合は、「暴力団排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）」を受託者が再委託契約時に再委託先から徴取し、市へ提出するよう徹底します。
総務局 総務管理室 情報管理課	3	44	明石市情報システム再構築・運用業務委託	意見	再委託	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成27年7月1日であるため、本業務（平成22年12月8日契約締結）については誓約書を入手していない。 契約締結そのものは要綱の施行前であるとしても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望まれる。	当該業務委託の契約締結日は、「明石市が行う契約から暴力団排除に関する要綱」の施行日以前であるが、暴力団の排除に関する社会的な要請の高まりから要綱が制定された経緯等を鑑み、再委託先から暴力団排除の誓約書を入手します。
総務局 財務室 財政健全化担当 (現：総務局財務室財務担当)	4	47	市有施設包括管理業務委託	意見	再委託	当該市有施設包括管理業務に関する修繕の再委託契約については、予定価格が30万円以上の場合には、相見積りを入手した上で契約することとなっている。 しかしながら、1,559件の修繕実施案件から契約額が30万円以上の4件をサンプル抽出したところ、4件中3件が一者見積り契約となっていた。市の随意契約に関する規定と同様の理由から一者見積り契約となる場合もあると考えられるが、その場合には理由を記録するなど、委託事業者に対してルールに即した契約手続の運用を指導されたい。	市から受託者に個々の修繕案件を依頼する際に送付する修繕連絡票に、令和2年度から一者見積りの理由を記入するように改めます。
総務局 財務室 管財担当	5	52	明石市役所庁舎総合管理業務委託	結果	書類不備	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。 しかし、市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。 よって、市において今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。	再委託業務の契約金額を確認し、受託者に再委託先から暴力団排除の誓約書を徴取して、提出させました。今後は、受託者が第三者に再委託を行うにあたり、再委託を行う業務の契約金額が200万円を超える場合は、「暴力団排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）」を受託者が再委託契約時に再委託先から徴取し、市へ提出するよう徹底します。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
総務局 財務室 契約担当	6	54	明石市電子入札システム更改ハードウェア更新業務委託	意見	再委託	再委託に当たっては特に注意を払い、再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて詳細に理解、把握し、契約の全体が一者随意契約（2号随意契約）にふさわしいのか、あるいは一部の業務は入札にかけるなどして、市が直接契約したほうが経済的合理性があるのか、などを検討する必要がある。	契約締結に際して、受託者から「再委託に関する承諾願い」の提出を受けていたがその記載内容では不足する点があったため、再度、平成31年度分の再委託の内容などを確認しました。 令和2年度以降は、令和元年12月に新たに作成した「再委託（変更）承諾申請書」に基づき、当該申請書の提出を求め、再委託の内容などを十分に確認します。
				結果	書類不備	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。しかし、市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。よって、市において今後は、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。	再委託の金額を確認し、受託者に再委託先からの誓約書を入手しました。 令和2年度以降は、令和元年12月に新たに作成した「再委託（変更）承諾申請書」に基づき、再委託先からの誓約書の入手に取り組みます。
総務局 財務室 契約担当	7	58	明石市電子入札システム運用・保守業務委託	意見	委託金額の合理性	契約金額の妥当性は、市が行う積算によって適否が判断される所、市は積算を行っておらず、予算策定時に事前の価格交渉を行うにとどまっている。よって、最終的には受託者からの見積書が市の積算書となっている。 しかも、当該見積書の内訳は、作業の項目ごとに「1式」とあるだけで、具体的に、どういうエンジニアが参加し、どれだけの工数を費やすのか、詳細が明らかでなく、契約金額の妥当性を検証するのに、情報として乏しいものである。 積算が困難であるのであれば、せめて受託者からの詳細な内訳を入手し、明らかに不当な単価になっていないか、明らかに不要な業務が含まれていないか等の検証を行うことが望ましい。	見積合せに際して、見積者から業務費内訳書の提出を受けていたが、平成31年度分の業務費内訳書について、さらに詳細な内容が確認できるものの提出を求め、その内容を確認しました。 令和2年度以降も詳細な業務費内訳書の提出を求め、その内容などを十分に確認します。
				意見	再委託	再委託に当たっては特に注意を払い、再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて詳細に理解、把握し、契約の全体が一者随意契約（2号随意契約）にふさわしいのか、あるいは一部の業務は入札にかけるなどして、市が直接契約したほうが経済的合理性があるのか、などを検討する必要がある。	契約締結に際して、受託者から「再委託に関する承諾願い」の提出を受けていたがその記載内容では不足する点があったため、再度、平成31年度分の再委託の内容などを確認しました。 令和2年度以降は、令和元年12月に新たに作成した「再委託（変更）承諾申請書」に基づき、当該申請書の提出を求め、再委託の内容などを十分に確認します。
				結果	書類不備	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。しかし、市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。よって、市において今後は、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。	再委託の金額を確認し、受託者に再委託先からの誓約書を入手しました。 令和2年度以降は、令和元年12月に新たに作成した「再委託（変更）承諾申請書」に基づき、再委託先からの誓約書の入手に取り組みます。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
総務局 財務室 契約担当	8	62	明石市電子入札システム更改アプリケーション開発業務委託	意見	委託金額の合理性	契約金額の妥当性は、市が行う積算によって適否が判断されるところ、市は積算を行っておらず、予算策定時に事前の価格交渉を行うにとどまっている。よって、最終的には受託者からの見積書が市の積算書となっている。 しかも、当該見積書の内訳は、作業の項目ごとに「1式」とあるだけで、具体的に、どういうエンジニアが参加し、どれだけの工数を費やすのか、詳細が明らかでなく、契約金額の妥当性を検証するのに、情報として乏しいものである。積算が困難であるのであれば、せめて受託者からの詳細な内訳を入手し、明らかに不当な単価になっていないか、明らかに不要な業務が含まれていないか、等の検証を行うことが望ましい。	見積合せに際して、見積者から業務費内訳書の提出を受けていましたが、平成31年度分の業務費内訳書について、さらに詳細な内容が確認できるものの提出を求め、その内容を確認しました。 令和2年度以降も詳細な業務費内訳書の提出を求め、その内容などを十分に確認します。
				意見	再委託	再委託に当たっては特に注意を払い、再委託の必要性、内容、範囲、金額などについて詳細に理解、把握し、契約の全体が一者随意契約（2号随意契約）にふさわしいのか、あるいは一部の業務は入札にかけるなどして、市が直接契約したほうが経済的合理性があるのか、などを検討する必要がある。	契約締結に際して、受託者から「再委託に関する承諾願い」の提出を受けていたがその記載内容では不足する点があったため、再度、平成31年度分の再委託の内容などを確認しました。 令和2年度以降は、令和元年12月に新たに作成した「再委託（変更）承諾申請書」に基づき、当該申請書の提出を求め、再委託の内容などを十分に確認します。
				結果	書類不備	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。 しかし、市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書を入手していない。 よって、市において今後は、所定の手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。	再委託の金額を確認し、受託者に再委託先からの誓約書を入手しました。 令和2年度以降は、令和元年12月に新たに作成した「再委託（変更）承諾申請書」に基づき、再委託先からの誓約書の入手に取り組みます。
市民生活局 環境室 資源循環課	9	66	明石クリーンセンター焼却施設包括管理業務委託	意見	再委託	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成27年7月1日であるため、本業務（平成26年4月1日契約締結）については誓約書を入手していない。 契約締結そのものは「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」の施行前であるとしても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望まれる。	令和元年度に締結した新たな契約については、受託者に再委託先から暴力団排除の誓約書を徴取させ、提出させました。
市民生活局 環境室 資源循環課	10	69	明石クリーンセンター破碎選別施設包括管理業務委託	意見	再委託	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成27年7月1日であるため、本業務（平成26年4月1日契約締結）については誓約書を入手していない。 契約締結そのものは「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」の施行前であるとしても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望まれる。	令和2年度に締結する新たな契約については、受託者に再委託先から暴力団排除の誓約書を徴取し、提出するよう求めます。
市民生活局 環境室 資源循環課	11	72	明石クリーンセンター最終処分場包括管理業務委託	結果	書類不備	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書を入手することとされている。 金額は把握できていないため、誓約書の入手が必要な再委託契約に該当するかどうか判断できておらず、契約2年目に入った段階で、契約金額にかかわらず誓約書を入手しているのが現状である。 この点、各規則等に定められたタイミングまでに誓約書を入手することにより、当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが必要である。	直ちに受託者に再委託の承諾申請書を提出させるとともに、再委託先から暴力団排除の誓約書を徴取させ提出させました。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課	12	75	自治会・町内会 委託事務契約	結果	不適当な 事務執行	送金先の口座名が自治会会計名義や自治会会長名義ではなく、個人名義で登録されているものが、委託先全470団体中26団体（全体の約5.5%）ある。このような場合、実際に自治会長の個人収入として利用されている可能性があるだけでなく、自治会・町内会への委託費の支出として外観上も不適切である。 よって、市としては、振込先口座を自治会・町内会会計名義とすることを支給の要件にするなど、適正性を疑われないような支出手続を行うべきである。	委託料の振込先を個人名義の口座としている自治会・町内会（26団体）に対し、自治会・町内会名義の口座を開設するよう本年1月に通知しました。 また、令和2年度委託事務請書から自治会・町内会の口座を指定するよう依頼します。
市民生活局 産業振興室 産業政策課	13	78	商工業振興事業 等事業業務委託	結果	随意契約 理由の 合理性	本業務については、「履行に必要となる経験や実績を有している団体が明石商工会議所以外にない」ことを理由に、例外的に随意契約が許されるケースとして、一者随意契約を行っている。 特定の業務は、平成29年度は明石市産業振興財団と一者随意契約を行っており、平成30年度は同財団に再委託を行っていることから、本業務を履行できる団体は少なくとも2つは存在している。 一者随意契約とすべきその他の理由がなかったのであれば、一般競争入札等の原則的な契約方法の採用を検討されたい。	商工業振興事業等事業業務委託の一者随意契約理由については、あらためて委託事業内容等の見直しを図り、一者随意契約の理由を修正します。
				意見	一括委託 の合理性	平成29年度及び平成30年度ともに実質的に産業人OBネットに委託しているにもかかわらず、明石商工会議所が入ることにより契約額が増額している。委託内容に徐々に変遷はあるというものの、具体的な金額の差について説明できるものはない。 明石商工会議所へ委託する意義、必要性を再度検討のうえ、必然性がある場合のみ、商工会議所を通した委託を実施されたい。	商工業振興事業等事業の一括委託については、あらためて事業内容等の見直しを図り、明石商工会議所に委託する意義や必要性の検討を行います。
				意見	事業の PDCA	明石市が商工会議所に委託している個々の事業について、その必要性や規模について、毎期検討を加える必要がある。個々の事業については、その大半が再委託されているものもあり（上記、結果及び意見に記載）、実態を踏まえて商工会議所を通す必然性があるのかも含め、PDCAを行う必要がある。	商工業振興事業等事業の効果測定指定について、今後は事業計画の中で目標数値の設定を求め、その数値の妥当性や達成度をもって検証を行います。
市民生活局 環境室 あかし動物センター	14	85	(仮称)あかし動物センター維持 管理業務委託	意見	委託金額 の合理性	施設清掃に関する業務内容は、施設の清掃がメインであることから、単価は「清掃員」を使用し、かつ、清掃の実務経験を条件としていないことから、「清掃員C（実務経験3年未満程度）」の単価を使用すべきであるが、「清掃員B（実務経験3年以上6年）」の単価をメインに使用しており、実態に合った積算を行っていない。	積算については開所前において、清掃箇所も状況によっては動物飼養施設に及ぶ場合など、どう対応するかを考慮して積算しました。 今後は実績を積み上げることで現在と相違している部分を精査して積算します。
				意見	委託金額 の合理性	動物の引取、処分等、動物の疾患の有無を予め見積ることは難しいところではあるが、年間稼働予定を基礎として設計した委託料を、実績が想定から乖離しても、当初の設計通り受託者に支払うことは、合理的とは言えない。犬、猫の繁殖時期や飼い主の引っ越しの時期等も考慮し、実績に応じて変動する契約など検討されたい。	動物飼養管理については、動物福祉の観点、感染症防止の対策や飼養動物の個体により飼養管理に係る時間が違うなど収容動物を適切に管理が必要です。業務量については年間をとおして収容頭数に変化があり、想定は大変難しいものとなっておりますが、今後実績を積み上げ実施可能な契約方法を精査・検討します。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
市民生活局 産業振興室 産業政策課	15	89	明石市南二見会館等管理運営業務委託	結果	不適当な事務執行	<p>普通財産は例外的な場合を除き財務室に所属させる（明石市公有財産規則第3条第2項）こととなっているが、現在の所属は産業振興室である。また、普通財産であれば、財務室の所属として売却を検討すべきであるし、行政財産であれば、稼働率を上げる方策を検討すべきである。</p> <p>【参考】明石市公有財産規則第3条第2項 普通財産は、財務室に所属させるものとする。ただし、財務室に所属させることが不適当と認められるものについては、市長がその所属を定める。</p>	施設の必要性、建物の劣化状況、利用実態等を踏まえ今後の施設の活用法を検討したいと考えております。活用法の決定後に、改めて規則に沿った所属となるよう手続きを進めます。
				意見	利用者負担	<p>駐車場の利用料金を5,000円/台としているが、その利用料金の妥当性について特段の検討が行われていない。明石市南二見会館、北駐車場及び南駐車場は普通資産であり経済的価値の発揮を目的としていることから、近隣駐車場の利用料金の状況等から適切な利用料金を検討した上で決定されたい。</p>	<p>当該土地は、兵庫県企業庁が路上駐車等の交通安全対策を目的に駐車場として整備し明石市へ無償譲渡をした土地です。</p> <p>明石市では、産業の活性化と中小企業対策の一環として工業団地の従業員に貸し付けているという経緯がありますが、今回の指摘を踏まえ、利用料金の妥当性について、施設の活用法と併せて検討を行います。</p>
				意見	内部統制	<p>会議室等の利用料は、利用者がその場で現金を支払い、後日、委託先から月毎の受入歳入について報告書とともに入金される。このような出先機関での現金取扱いにおいて、複数人での牽制が日常的に行われていなければ、間違いが生じる可能性が一般的には非常に高い。そのため、適切なチェック体制を整備し運用することが望まれる。この点、委託先がどのような対応を実施しているのか、担当課では把握していない。不正防止の観点から、委託先が適切な内部統制を整備及び運用しているか否かを確認されたい。</p>	委託事業者から現金の取扱いにかかるマニュアルを取得し、担当者にはヒアリングを行い適正に行われていることを確認しました。今後は、一定期間ごとに窓口での現金の取扱いについて確認を行います。
				意見	財産活用	<p>利用率を高めることも含めて、当該財産の活用の観点から、特段の施策は実施していないと考えられる。公の財産は、最大限活用するために不断の努力が必要であり、当面保有するのであれば、その間、低利用であればなおさら工夫が必要である。財産の保有方針を定め、保有するのであれば、稼働率の上昇も含め、公の財産の活用法を検討すべきである。</p>	当該施設は、兵庫県企業庁が二見臨海工業団地の福利厚生施設として建設し明石市へ無償譲渡をした施設であり、また工業専用地域内にあるため、直ちに現状を変更することは難しい状況ですが、今回の指摘を踏まえ、改めて活用法について検討したいと考えています。
市民生活局 文化・スポーツ室 文化振興課	16	93	明石市文化団体連合会支援事業	意見	委託と補助金の混同	委託事業内容とその実績を照合することの重要性は高いため、補助金と委託業務の支払対象を明確に区分されたい。	委託金からは実費のみの支出で、財団の人件費は支出されていないが、仕様書上人件費を含むと考えられる「明石文化団体連合会事務局事務」を、仕様書から削除します。
				意見	委託金額の合理性	予算作成の段階で入場料収入を適切に計上していれば、市からの委託額を抑えることができたとも考えられ、より適切な事業活動収支見込みの実施による委託額の積算が望まれる。	指摘された入場料については、令和元年度及び令和2年度について、収入および見込みはないが、今後は、予算作成の段階で事業収入があれば、適正に計上し、より適切な事業活動収支見込みの実施を図ります。
福祉局 地域共生社会室 地域総合支援担当	17	97	明石市後見支援センター事業業務委託契約	結果	不適切な委託料	明石市後見支援センターの運営費はすべて市が負担しているため、その活動から生じた収入は、市に帰属する。したがって、「後見基金積立資産支出」のうち、市に帰属することが明らかな「法人後見受任報酬収入」及び「雑収入（講師報酬等寄付）」については、過年度からの累計額1,842,420円に対し返還を求め、当年度の委託料から当該累計額を控除した残額を支払う、等の対応が必要である。	令和元年度中に「法人後見受任報酬収入」・「雑収入（講師報酬等寄付）」の過年度からの累計額の返還を受けました。今後は「法人後見受任報酬収入」・「雑収入（講師報酬等寄付）」については返還を求め、委託料からそれを控除した残額を支払うこととします。
				意見	事業のPDCA	<p>市では、事業の効果指標として、「相談件数」と「市民後見人の選任件数」としており、この指標によると、過去4年間で相談件数が2万6千件、市民後見人を選任できた件数が2件とのことであり、「成年後見が必要なすべての人が制度を利用できるような地域支援体制の構築」ができたかを測ることができない。</p> <p>事業の効果を測るため、別の指標を徴取すると過去4年間で「成年後見を必要とする人」に後見人を選定できた件数が226件あり、一定の効果を上げている。効果指標の設定を含む事業のPDCAについては、費用対効果を見ながら、より厳格に行うべきである。</p>	令和2年度の予算事業説明シートの効果指標の設定を「地域住民等からの相談件数」「センターが行った成年後見の申立支援・受任調整件数」に改めました。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
福祉局 地域共生社会室 地域総合支援担当	18	102	地域総合支援センター運営業務委託契約	結果	不適切な委託料	市の説明によると、固定資産購入積立資産は現に保有している資産の故障等、買替えが必要なときに使用することであるが、必要な時まで将来の取得予定分を市外部に積立しておくことになることから、市は、当該期の委託費として支出する運用を見直す必要がある。	「固定資産購入積立資産」は必要な時まで将来の取得予定分を市外部に積み立てておくことになることから、今後積み立てないよう指導するとともに、令和2年度中これまで積み立てた減価償却累計額の返還を求めるとします。
福祉局 生活支援室 障害福祉課	19	106	明石市障害者就労・生活支援事業業務委託	意見	随意契約理由の合理性	本事業は、事業開始当初プロポーザル方式により委託先を選定したのち、現在まで同一先と随意契約を行っており、今年で10年目になる。 プロポーザル方式を行うにあたり、市から障害者就労に関するノウハウ等を持つ事業者2者を対象として指名しており、また現在でも障害者への就労・生活支援業務の実績を持つ事業者は市内に7～8者存在しているとのことである。 したがって、特段同一のものと随意契約を継続する理由とはなっていないため、契約方法の見直しを検討されたい。	令和2年度においてプロポーザル方式により委託先の選定を行います。
				意見	事業のPDCA	本業務の目的に照らして業務の達成度合いをより正確に検証するためにも、業務の効果指標として、就労後の定着者数、定着率を設定すべきである。	令和2年度より効果指標に就職後の定着数・定着率を加えます。
福祉局 生活支援室 発達支援課	20	110	明石市立ゆりかご園給食調理業務委託契約	意見	業務の共通化による経済性	ゆりかご園と木の根学園の給食関係業務全般については同一の業者が行っているにもかかわらず、委託範囲が調理業務に限られることから、一部に作業の非効率が生じているものと考えられる。ゆりかご園と木の根学園の委託先が同一の業者であることをより活かし、現在の委託範囲を見直して材料発注やメニュー策定も含め共通的な業務の実施を図ることにより、ゆりかご園と木の根学園の運営に係る委託額の更なる縮減を図ることが望まれる。	令和2年度より委託業者の選定を一者随契から公募型見積合せに改めました。
福祉局 高齢者総合支援室	21	114	明石市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業委託契約（市営魚住北住宅・市営東二見住宅）	意見	委託金額の合理性	決算書においては役務費（電話料金、郵便料金、振込料）が約72パーセント減少するとともに、当初の見積りでは計上されていなかった租税公課（消費税）が計上されている。 よって、市としては、当初より正確な見積書の入手に努めるとともに、決算書を通じてその妥当性を検証することが望ましい。	見積書の記載内容については既に受託者に対し指導を行いました。今後においても、役務費を含む全項目について内容の把握、精査を行い、内容の妥当性の検証に努めます。
こども局 こども育成室 放課後児童クラブ担当	22	118	明石市放課後児童健全育成事業委託・明石市放課後児童健全育成事業委託（花園校区分）	意見	事業実施方法の改善	公設・民営としている放課後児童クラブにつき、花園校区とそれ以外の校区で委託先が異なる。 両者とも同様の目的で、市の公金を委託料として投入するのであれば、委託料につき同条件で積算される必要があり、運営内容の把握や支出結果についても同様にチェックする必要がある。そのうえで、現在のように二者を分ける必然性に乏しいのであれば、一つにすることも選択肢の一つである。 また、花園学童運営委員会について、保護者等からのクレームも比較的少なく、事業内容には一定の評価を得られているとのことであるため、これを明石放課後児童クラブ運営委員会にも反映させることも考えられる。 市全体の放課後児童クラブのサービスの質向上や管理体制強化という観点から、一体運営や両運営主体の活発な情報交換の実施を検討されたい。	高まるニーズに対する安定的な育成支援の提供を図り、人材育成や質の向上に関する取り組みを一体的に行うため、令和2年4月から一般財団法人あかしこども財団に運営を委託し、組織体制を強化します。
				意見	事業実施方法の改善	本業務の委託先である明石放課後児童クラブ運営委員会及び花園学童運営委員会はどちらも法人格のない団体であり、契約上の関係や活動の持続性を保つ等の観点からは、今後の事業拡大方針に鑑みても組織としての安定性に乏しいと考えられる。 事業規模が大きくなればなるほど、取り扱う事務も増え、また、資金管理等に係る内部統制上の課題も生じることから、あるべき委託先の組織形態の検討を実施することが望まれる。	高まるニーズに対する安定的な育成支援の提供を図り、人材育成や質の向上に関する取り組みを一体的に行うため、令和2年4月から一般財団法人あかしこども財団に運営を委託し、組織体制を強化します。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
こども局 明石こどもセンター 総務課	23	124	明石市児童相談所情報処理システム導入業務委託	意見	情報セキュリティ	明石市児童相談所情報処理システムには、個人情報登録されているため、当該情報は漏洩することがないように、慎重な取扱いが求められるところである。 当システムの利用に関しては、2要素認証によるセキュリティ対策がなされているが、USBメモリの利用によりデータを持ち出すことが可能となっている。重要な情報の管理の徹底を図るため、データのシステムからの抽出の権限を特定の者とし、データ抽出の場合は権限者に依頼した上で特定のUSBメモリに記録する、利用後のUSBメモリは特定の者が消去する等のセキュリティ対策が必要と考えられる。	個人情報の取扱いについては、市の情報セキュリティポリシーに基づき、職員の個人的なUSBメモリの持ち込みについて、厳禁としていることに加え、所属所有のUSBメモリは当該所属の管理職により、厳重に管理しています。
こども局 子育て支援室 子育て支援課	24	126	こども総合支援推進事業業務委託	意見	委託金額の合理性	本業務は、市の100%出資により設立された一般財団法人あかしこども財団に随意契約により委託されている。 多くの地方自治体において契約の透明性の確保及び出資団体の自立を図ることを目的として、出資団体との随意契約が見直され続けているところである。 本業務は出資団体への随意契約である以上、委託金額の決定にも慎重な対応が求められる。そのため、委託金額の決定にあたり、より詳細な情報が記載された見積書入手し、これを過去の実績との比較等により異常がないかを確認し、委託料を決定する必要がある。	より詳細な内訳を記載した見積書を徴取し、委託金額の適合性について確認しました。今後も随意契約における委託金額の合理性を検証する取組を続けます。
都市局 住宅・建築室 住宅課	25	130	明石市営住宅維持管理・修繕等業務委託	意見	業務管理体制	本業務は平成29年度までは直営で実施していたため、市の側で修繕報告の妥当性について異常値の有無等をチェックできる状態であるが、今後は人事異動や退職等により検収ノウハウが喪失することが懸念される。 このような状況のため、市においては、将来的に持続可能な形で適正な検収を行うことのできる体制を整備することが望まれる。	市営住宅ごとに修繕費の発生額の経年変化を把握するとともに基本的な修繕内容の標準金額を設定するなど、適正な検収体制の維持を図ります。また、空家修繕など現場立会を行う修繕の際には、担当以外の職員も臨場するなど、検収ノウハウの承継に努めます。
				結果	書類不備	契約書第8条2項において、「受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない」として、委託者の承諾のない再委託を禁止しているため、受託者が再委託を行う場合には再委託の申請に基づき、委託者が承認を行うことが必要である。 市は再委託の承諾申請書入手していないため、今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定に手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。	令和2年度契約より受託先から再委託の承諾申請書を徴取します。
				結果	書類不備	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については、再委託先から暴力団排除に関する誓約書入手することとされている。 しかし市は本業務について、上記の要件を満たし誓約書の入手が必要な再委託契約であるにもかかわらず、必要な誓約書入手していない。 よって、市において今後は、各規則・契約に定められた期間までに、所定に手続に従った書類の入手を徹底することが必要である。	令和2年度契約より再委託先から暴力団排除の誓約書を徴取します。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
都市局 道路安全室 道路整備課	26	134	市道魚住10・14号線道路改良事業に伴う山陽本線大久保・魚住間地西踏切暫定拡幅工事委託	意見	委託金額の合理性	工事金額の算定に当たっては、鉄道事業者の積算に基づくことになるが、当該積算額を示す「工事費概算額調書」には、詳細な工事工数等の内訳は明示されておらず、電気設備新設工一式、踏切道新設工一式や管理費一式といった単位で記載されているのみである。現状では、工事金額が適切であるのかが検証できない状況にある。 見積り内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、工事の委託金額が異常なものになっていないか確認するべきである。 踏切拡幅工事は、渋滞緩和や歩行者・自転車の安全確保のための公共事業である以上、見積り内訳や積算根拠の提示を鉄道事業者に求められたい。	平成20年12月25日付けで、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」がなされており、明石市においてもこの申し合わせを基礎として鉄道事業者への委託業務の透明性の確保に努めています。適切な契約金額の検証のため、申し合わせの内容に沿った資料の提示を求めています。提示された資料以上のものが提供されないのが現状です。明石市だけでなく全国的な問題でもあります。今回指摘されたことを受け、粘り強く根拠資料の提示を求めます。
				結果	書類不備	市では、契約の透明性を確保する観点から、契約の相手方より、明石市暴力団排除条例を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力する旨の誓約書を入手することになっているが、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手していない。 鉄道事業者であっても、民間事業者と異なることはないはずであるため、当該誓約書を入手するルールが整備された趣旨を鑑み、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手する必要がある。	鉄道事業者及びその業務の請負業者から暴力団排除条例遵守に関する誓約書を入手するようにします。
都市局 道路安全室 道路整備課	27	137	山陽本線明石・西明石間西明石陸橋橋梁点検業務委託	意見	委託金額の合理性	委託金額の算定に当たっては、鉄道事業者の積算に基づくことになるが、当該積算額を示す「点検費概算額調書」には、詳細な点検工数等の内訳は明示されておらず、橋梁点検費一橋や管理費一式といった単位で記載されているのみである。現状では、委託金額が適切であるのかが検証できない状況にある。 見積り内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、他の橋梁点検に比して、異常な金額になっていないか確認するべきである。	平成20年12月25日付けで、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」がなされており、明石市においてもこの申し合わせを基礎として鉄道事業者への委託業務の透明性の確保に努めています。適切な契約金額の検証のため、申し合わせの内容に沿った資料の提示を求めています。提示された資料以上のものが提供されないのが現状です。明石市だけでなく全国的な問題でもあります。今回指摘されたことを受け、粘り強く根拠資料の提示を求めます。
				結果	書類不備	市では、契約の透明性を確保する観点から、契約の相手方より、明石市暴力団排除条例を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力する旨の誓約書を入手することになっているが、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手していない。 鉄道事業者であっても、民間事業者と異なることはないはずであるため、当該誓約書を入手するルールが整備された趣旨を鑑み、鉄道事業者及びその業務の請負業者から誓約書を入手する必要がある。	鉄道事業者及びその業務の請負業者から暴力団排除条例遵守に関する誓約書を入手するようにします。
都市局 道路安全室 道路整備課	28	140	明石駅前広場等総合管理業務委託	意見	随意契約理由の合理性	当該委託を随意契約とする場合、当業務は再委託が行われているため、随意契約によることとした理由と不整合にならないか、特に留意しなければならない 当該業務は、広場の施設の点検、保守及び清掃等の業務からなり、広場に隣接するパピオスあかしの施設管理を行っている者に合わせて委託することが合理的であるとして、随意契約を行っている。 当該点検、保守及び清掃業務は他の多くの業者も行い得る業務であり、同業務は再委託されているため、その範囲や金額を確認し、市が再委託先と直接契約することが合理的で「ない」理由も吟味するべきである。また、隣接するビルの管理者に駅前広場の点検保守、清掃業務を併せて委託することに経済的合理性があるかを確認する必要がある。	当該委託の契約について、当業務の再委託先と直接契約する選択肢を含めて検討し、随意契約によることとした理由を整理します。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
都市局 都市整備室 海岸課 (現：都市局道路 安全室海岸・治水 課)	29	143	砂浜等清掃業務 委託（単価契 約）	意見	少数入札	本業務は契約方法を制限付一般競争入札とし、参加資格者として14者程度を想定していたのに対し、過去2年においては、入札者が1者であり、一般競争入札の効果が乏しい状況である。 市は、まず原因分析を実施し、入札者が少数であることの原因を究明するとともに、原因分析の結果によっては、入札に係る事務コストを考慮の上、別の契約方法についても検討すべきである。	入札者が少数であることの原因を分析し、その結果によっては、委託する業務範囲の見直しや、別の契約方法についても検討します。
教育委員会事務局 学校給食課	30	146	(仮称) 明石市 立東部学校給食 センター調理等 業務委託	意見	委託先選 定方式の 再検討	給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい。	学校給食は、児童・生徒が直接口にするものであるため、非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められます。従って、給食調理業務を民間委託するにあたっては、コスト面だけではなく、業者ごとに確立された衛生管理や食物アレルギー対応などのノウハウのほか、学校給食にふさわしい人材の確保や人材育成プランなどの特色を活用することにより、より安全で質の高い学校給食の提供を行っていく必要があります。 このため、本業務の性質上、契約者の選定にあたっては入札金額だけで判断するのではなく、広く業務遂行についての提案を受けることで総合的に審査し、最も優れた業者を選定することのできるプロポーザル方式を選択することが適当であると考えています。 一方、コスト削減も重要な課題であることは承知しているところであり、今後、審査基準における価格点が占める割合を増やすなど、より競争性と品質確保を両立できるように検討を行います。
				意見	委託金額 の合理性	調理食数に対する従事人数は契約額を大きく左右することから、実績管理を行い、適切な必要人数を見込むことにより、仕様書の見直しを図られたい。	調理食数に関しては日々変動があり、調理以外の衛生面における業務や自主研修等もあることから、日々の調理食数と従事者数の変動が必ずしも一致するわけではありません。このため、衛生管理業務や自主研修業務、配送及び配膳業務等を含めた業務全体の履行確認を行うことにより、適切な契約金額の算出に努めていきたいと考えています。
教育委員会事務局 学校給食課	31	150	(仮称) 明石市 西部中学校給食 センター調理等 業務委託	意見	委託先選 定方式の 再検討	給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい	学校給食は、児童・生徒が直接口にするものであるため、非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められます。従って、給食調理業務を民間委託するにあたっては、コスト面だけではなく、業者ごとに確立された衛生管理や食物アレルギー対応などのノウハウのほか、学校給食にふさわしい人材の確保や人材育成プランなどの特色を活用することにより、より安全で質の高い学校給食の提供を行っていく必要があります。 このため、本業務の性質上、契約者の選定にあたっては入札金額だけで判断するのではなく、広く業務遂行についての提案を受けることで総合的に審査し、最も優れた業者を選定することのできるプロポーザル方式を選択することが適当であると考えています。 一方、コスト削減も重要な課題であることは承知しているところであり、今後、審査基準における価格点が占める割合を増やすなど、より競争性と品質確保を両立できるように検討を行います。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
教育委員会事務局 学校教育課	32	153	平成30年度明石市小学校体験活動事業委託	意見	実質市が行う委員会方式の契約	委託先である明石市小学校体験活動事業推進委員会（以下、「委員会」という。）は、小学校長の代表及び市職員で構成されている。 市の委託料46百万円は委員会を相手先として支出されているが、費用の使用主体は各小学校であり、実際は市が支出内容についてチェックを行っており、委員会が、支出先の使用法の適法性や適切性についてチェックを行っていない。また、本業務の委託業務内容に掲げられている「実施校と体験活動事業実施手法や課題についての検討、検証」を遂行するためには、このような検討の場を設け、定期的にモニタリングや検討を実施することが望ましいため、定期的な委員会の開催を検討されたい。	体験活動事業のさらなる活性化のため、今後、明石市小学校体験活動事業推進委員会を定期的開催し、委託料が適切かつ有効に使用されるように監督・指導を行います。
				意見	内部統制	本事業では、各小学校に予算が配分され、体験活動の指導員に対する謝金や交通費、食事代等の経費支払等の比較的多額の現金を取り扱う以上、一定程度資金の不正使用等のリスクが存在すると考えられるが、出納事務に関する規程等は存在しない。 出納事務執行上のリスクを低減させるため、支出に関する承認や領収書等の保管、残高管理を徹底することが必要である。また、必要に応じて規程化等によるルールの明確化も検討すべきである。	令和2年度より年1回の指導主事訪問で重点的に帳簿を確認し、支出に関する承認や領収書の保管、残高管理を徹底するように指導します。また、それだけでなく領収書のコピーを提出してもらい、支出についてもその都度チェックしていくことにより適切に支出が行われるようにしていきます。
				意見	内部統制	地元の学生等を指導員として体験学習の手伝いに参加させており、本業務の委託費から、その謝金が支払われている。指導内容や参加期間等により支払額が異なることは理解できるが、単価については各小学校の裁量に任せられており、依頼される小学校により単価が異なる状況である。明確な支給基準等を設け、各小学校の裁量をなくすことが望ましい。	令和2年度より自然学校の指導補助員等の支給基準を市内で統一します。
教育委員会事務局 学校給食課	33	158	明石市立二見北小学校給食調理業務	意見	委託先 選定方式 の再検討	給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。 業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい。	学校給食は、児童・生徒が直接口にするものであるため、非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められます。従って、給食調理業務を民間委託するにあたっては、コスト面だけではなく、業者ごとに確立された衛生管理や食物アレルギー対応などのノウハウのほか、学校給食にふさわしい人材の確保や人材育成プランなどの特色を活用することにより、より安全で質の高い学校給食の提供を行っていく必要があります。 このため、本業務の性質上、契約者の選定にあたっては入札金額だけで判断するのではなく、広く業務遂行についての提案を受けることで総合的に審査し、最も優れた業者を選定することのできるプロポーザル方式を選択することが適当であると考えています。 一方、コスト削減も重要な課題であることは承知しているところであり、今後、審査基準における価格点が占める割合を増やすなど、より競争性と品質確保を両立できるように検討を行います。
				意見	1者見積	給食調理業務委託の参考見積限度額は、継続的に現受託者のみから入手した見積書金額をもとに設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より見積書を入手して参考見積限度額を設定する必要がある。	今後、複数事業者から見積書を徴した上で参考見積限度額を設定するように改めます。
				意見	委託金額 の合理性	小学校給食調理業務の契約額につき小学校ごとに大幅な差があるため、その原因を分析し、参考見積限度額の算定に反映する必要がある。	各小学校給食調理業務委託の仕様においては、学校の児童数に応じて調理員の配置基礎数を決めています。給食実施には規模が小さくても一定の調理員が必要であるため、配置基礎数は児童数に完全比例するものではありません。このため、児童一人あたりの委託料の単純比較のみでは、その委託料が適正かどうかの判断はできないと考えます。 学校ごとの契約額の差が生じる原因は、児童数の違いのほか、契約時期や入札の状況によっても大きく異なるため、一概に単純比較はできませんが、過去の契約額の内訳を分析・比較し、適正な参考見積限度額を設定することにより、できる限り学校間の契約額に差を生じないように努めます。

担当部署	番号	ページ	契約名	区分	課題の所在	内容	改善内容及び市の考え方
教育委員会事務局 学校給食課	34	162	明石市立二見小 学校給食調理業 務	意見	委託先 選定方式 の再検討	給食調理業務委託は、プロポーザル方式により受託者が決定されているが、受託者の高度な専門性や独創性が求められる余地は小さい。 業務の品質確保に留意しつつ、競争性が図れるような契約方法を採用することを検討されたい。	学校給食は、児童・生徒が直接口にするものであるため、非常に高度な安全性や品質を継続的に確保することが求められます。従って、給食調理業務を民間委託するにあたっては、コスト面だけではなく、業者ごとに確立された衛生管理や食物アレルギー対応などのノウハウのほか、学校給食にふさわしい人材の確保や人材育成プランなどの特色を活用することにより、より安全で質の高い学校給食の提供を行っていく必要があります。 このため、本業務の性質上、契約者の選定にあたっては入札金額だけで判断するのではなく、広く業務遂行についての提案を受けることで総合的に審査し、最も優れた業者を選定することのできるプロポーザル方式を選択することが適当であると考えています。 一方、コスト削減も重要な課題であることは承知しているところであり、今後、審査基準における価格点が占める割合を増やすなど、より競争性と品質確保を両立できるように検討を行います。
				意見	1者見積	給食調理業務委託の参考見積限度額は、継続的に現受託者のみから入手した見積書金額をもとに設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、複数事業者より見積書を入手して参考見積限度額を設定する必要がある。	今後、複数事業者から見積書を徴した上で参考見積限度額を設定するように改めます。
教育委員会事務局 学校給食課	35	165	東部・西部学校 給食センター施 設維持管理業務 委託	意見	1者見積	給食センター施設維持管理業務は、市の他施設の維持管理業務と同様の業務であるが、予定価格の設定については、設計・積算を行っておらず、1事業者のみの見積書をもとに予定価格を設定している。契約金額設定に関する透明性を確保するため、市で設計・積算し予定価格を設定する必要がある。	今後、複数事業者から見積書を徴した上で予定価格を設定するように改めます。
教育委員会事務局 学校教育課	36	168	明石市外国語指 導業務委託	意見	委託金額 の合理性	配置人員数や日数、単価まで記載されている詳細な見積書を入手し、予定価格算定の基礎とするとともに、業務完了時には実績との比較を実施して次回の委託業務に係る積算の参考とすることが望まれる。	令和2年度からの見積もりについては、詳細に依頼する予定である。詳細な業務費内訳書の提出を求め、その内容などを十分に確認します。
				意見	事業の PDCA	当該業務については、委託業務に対する効果測定指標等を用いた評価は行われていない。市として、一定の評価項目を設定し、委託業務の総合評価を行い、目標と実績の際の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望まれる。	令和2年度から、派遣先（学校）の業務評価、教育委員会が視察することによる業務評価を実施する予定です。
消防局 消防総務課 情報指令課	37	171	高機能消防指令 センター等保守 業務委託	意見	再委託	「明石市暴力団排除条例」第6条の規定に基づき、「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「要綱」）第5条第2項において、契約金額200万円を超える再委託契約については暴力団排除に関する誓約書を入手することとされているが、要綱の施行日が平成27年7月1日であるため、本業務（平成26年4月1日契約締結）については誓約書を入手していない。 契約締結そのものは「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」の施行前であるとしても、誓約書を入手することにより当該契約から暴力団が排除されていることを確かめることが望まれる。	契約相手先を通じ再委託先に対し誓約書の提出を依頼し、これを受領、内容を確認しました。本業務のような長期に渡る契約にあつては、今後同様の事例が発生することも考えられるため、年度毎に契約内容を確認するなど、より適切に管理を行います。
消防局 消防総務課 消防団担当	38	174	消防団浜西班詰 所新築ほか工事 実施設計業務委 託	意見	業務範囲	市では基本的に、工事の規模にかかわらず、まず設計業務を委託しその上で建築工事の発注を行うこととしている。しかし、当該業務に関しては、本業務の成果品として設計図ができていないが、工事に関しては入札不調が続いている状況であり、当初から設計と工事を一体とした発注とすることが、委託額の低減及び事業の円滑な遂行という観点から望ましい可能性もあった。 今後同様の比較的小規模な施設の建築工事に係る設計事業を実施する際には、発注方法についてより慎重な検討を実施することが望まれる。	本業務については、消防局のみならず関係各部署の所管業務を経た上で実施したものであり、消防局単独で対応を変更することは困難であると考えます。従って、今後同様の事業にあつては、今回の指摘内容を踏まえた上で関係各部署と慎重に協議、検討を行います。